

米沢市おくやみ窓口利用時の持ち物リスト

亡くなられた方や手続によって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になる場合が多いので、ご持参の上ご来庁ください。

下記以外に必要なものがあれば、原則として 1 開庁日前にご連絡します。

【ご遺族の方の必要なもの】

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表）
- 相続人代表者の普通預金通帳、金融機関届出印
- 葬祭を行った方（喪主）の普通預金通帳

【亡くなられた方の必要なもの】

- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 重度心身障害（児）者医療証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 紙おむつ給付券
- 福祉タクシー利用助成券
- はり・きゅう・マッサージ助成券
- 印鑑登録証

※見当たらない場合は窓口利用時にお申し出ください。

【本人確認書類について】

有効期限内のものに限ります。

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
 - ・ マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、住民基本台帳カード、在留カードなど
 - ・ その他官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など
- 2点で本人確認できる書類（A・B から各 1 点、又はAから 2 点）
 - A 健康保険証、医療証、介護保険証、年金手帳など
 - B 顔写真付きの社員証・学生証、診察券など

【問合せ先】 米沢市 おくやみ窓口 0238-22-5111（代表）

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分まで